



島根県報

平成20年11月14日（金）

号外 第 134 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

解除予定保安林（3件）

（森 林 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第898号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市大東町下久野978-31
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第899号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町竹崎1865-61、1867-79、1868-49、1868-50、1868-55、1869-17、1869-18
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第900号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町横田1469-11、1470-11
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
農道用地とするため
-